

城陽市立今池小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。故に、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

本校では、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。さらに全職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、この問題に全く無関係な児童はいない。」という基本認識にたち、いじめの未然防止、早期発見及びいじめ事象の対処のための対策を効果的に推進するため、「今池小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであり、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得るものである。しかし、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全校で共通確認をし、全ての教育活動をとおして「いじめの未然防止」を目指した取組を推進する。

(1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ・道徳教育や人権教育の取組を通じて、人としてのよりよい生き方や人権尊重の意識高める。

(2)一人一人が活躍し、自尊感情を育む学習活動を推進する。

- ・班学習や体験的な学習を通じて、教え合い、共に学ぶ関係を育成する。

(3)お互いの心が通じ合うコミュニケーション能力を育てる。

- ・学年を越えたブロック集団や異年齢集団活動により、全校児童がお互いを理解し合える関係づくりを育成する。

(4)「報告、連絡、相談」を徹底した生徒指導体制を確立する。

- ・複数指導や部会での検討など、組織的な体制に基づいて指導を推進する。

3 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。このことから、日頃から児童との信頼関係を構築し、児童が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

(1)教員は、日常的な児童との関わりや年に2回のいじめアンケートの実施を通して、いじめを捉える目を鍛える。

(2)担任だけで問題を抱え込むのではなく、学校長以下すべての教員が職員会議や生指部会等に対応を協議し、一致団結して問題の解決にあたる。

(3)問題の早期解決を図るために、教育相談、スクールカウンセラーによる心のケアの充実を図る。

(4)いじめ問題に対して、学校内だけで問題解決を図ろうとせず、家庭や地域、関係機関と連携して指導する。

4 いじめに対する取組（指導マニュアル）

いじめの事実が確認された（疑いも含む）場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害児童の安全を確保し、加害児童に対しては教

育的配慮の下、適切に指導にあたる。これらの対応については、教職員が以下に示す対応方法を共通理解した上で、組織的に対応する。

- (1) 情報を受信したら、速やかに管理職に報告し、生徒指導部中心とした対策会議を開き組織的に対応する。
- (2) 当該児童への支援と当該保護者との連携を図る。
- (3) 加害児童等への指導と加害児童の保護者との連携を図る。
- (4) 学級・学年への指導と全校児童への指導を行う。
- (5) 学級・学年・全校の保護者への説明と協力依頼をする。
- (6) 保護者とは、いつも以上に連携を密にし、情報交換を行って指導にあたる。
- (7) 教育委員会や警察等の関係機関と連携を図る。
- (8) 「いじめ防止対策委員会」において、再発防止に向けたまとめを行う。

5 いじめの防止等に対する組織体制

いじめの防止等に対する取組については、校内の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、その推進にあたり、学校全体で組織的に対応する。

- (1) いじめ防止対策委員会を組織する。いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーを構成メンバーとして組織する。
- (2) 毎月の職員会議や生徒指導部会で、問題傾向を有する児童の情報交換を行う。
- (3) 教育委員会、城陽警察署との連携を図る。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。対処については、基本的には4に準ずるが、以下の点についても確認する。

- (1) 学校で行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

7 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ① 本校PTA、や学校関係の地域組織（青少健、民生児童委員等）との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- ② 学校のいじめ防止に関する学校の基本方針等を学校ガイドブック等で発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

- ① 警察、児童相談所、家庭児童相談室等と適切な連携を図る。